

訪問歯科診療の一部負担金について (介護保険 1割の方)

1日あたりの訪問歯科診療のご負担額は

医療保険

+

介護保険

1割：2000円前後
2割：3500円前後
3割：5000円前後
(金額は目安です)

1割：877円～294円

※出張費、謝礼等は一切いただきません。
の2つのご負担金が発生します

① 医療保険の一部負担金について

各種医療保険制度に基づいて行っております。

義歯(総入れ歯)を入れる場合(医療保険 1割負担の場合) 目安としてお考え下さい。

作り始めてから、5～7回ほどで完成いたします。また義歯が完成した日のご請求額は医療保険の負担金が5000円ほど高くなります。義歯を作り始めてから使えるようになるまでの医療保険の負担金の合計は、20000円前後となります。その他に介護保険料のご負担金があります。 ※医療保険の負担金は、診察の状況により多少異なる場合があります。

② 介護保険(居宅療養管理指導)の一部負担金について

介護保険 1割負担の方(月額目安の合計)

同月内の診療回数	1回	2回	3回	4回以上	内訳
同じ建物で月に1人 だけ 算定した場合	877円	1754円	2115円	2476円	歯科医師によるもの 1回につき516円(月2回まで)
					歯科衛生士によるもの 1回につき361円(月4回まで)
同じ建物で月に2人 ～9人 算定した場合	811円	1622円	1947円	2272円	歯科医師によるもの 1回につき486円(月2回まで)
					歯科衛生士によるもの 1回につき325円(月4回まで)
同じ建物で月に10 人以上 算定した場合	734円	1468円	1762円	2056円	歯科医師によるもの 1回につき440円(月2回まで)
					歯科衛生士によるもの 1回につき294円(月4回まで)

初診時は 歯科医師によるもの のみの算定となりますので上記の金額と異なります。

特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、病院、診療所、介護医療院 等に伺っての診療では介護保険の算定はございません。

- 生活保護受給者は、医療扶助・介護扶助が適用されます。
- 介護保険の認定を受けていない方は介護保険の算定はございません。
- 居宅療養管理指導はケアプランの対象となる区分支給限度額の枠外管理となります。

③ お会計について

ご負担金がある方で直接お会計をしている方につきましては、以下の通りとなります。

◇医療保険一部負担金について：月末締め、翌月以降最初の診察日にまとめてお支払いいただきます。

◇介護保険一部負担金について：上記、医療保険一部負担金と同様です。

なお、診察が中断または終了になる患者様につきましては、前もってわかっている場合は最終診療日分のご負担金をその場で徴収させて頂くか、後日指定口座へお振込みのお願いをしています。（振込手数料は患者様ご負担となります）

④ 訪問歯科診療対象者について

◇疾病、傷病、心身の状態等、何らかの通院困難事由のある方が対象です。介護認定を受けていない方でも対象になります。

歯科医師により訪問歯科診療対象者について判断させていただきます。

⑤ ショートステイ、デイサービス利用時の訪問歯科診療について

◇医療保険制度上、デイサービス（通所サービス）利用時の訪問歯科診療は認められておりません。

ショートステイ（短期入所生活介護と短期入所療養介護）利用時はご相談ください。

⑥ 予約について

◇予約のお時間は事前にご連絡いたします。ご希望の時間に添えない場合があります。

◇交通事情や他の患者様の診療により、診療時間が異なりますので、到着時間に幅を持たせて予約時間のご連絡をさせていただいています。

◇急患対応や曜日変更をご希望の場合、担当の歯科医師が伺えない場合があります。

⑦ 治療について

◇お水やお湯を使用させていただく場合があります。

◇機械の使用に伴い、コンセント（電源）を使用させていただく場合があります。

◇保険者証（医療保険、介護保険、受給者証等）は月に1度確認させていただきます。

保険者証の内容の変更（介護度の変更含む）があった場合は、スタッフへお知らせください。

⑧ 診療情報の共有について

◇患者様の全身状態を把握して安全な診療を行うため、主治医、他の医療機関へ診療情報を確認させていただきます。診療情報の共有に伴い、当医院と情報提供元の医療機関の双方において診療情報連携共有料が算定される場合がございます。

⑨ 個人情報について

◇患者様（ご家族様）の了解を得られた場合、保険者証や服薬情報を写真撮影する場合があります。

取得した個人情報は個人情報保護法に基づき、個人情報が適切に取り扱われるように保護・管理に万全を尽くします。

⑩ 緊急時の医療機関について

愛知県歯科医師会の休日の緊急歯科医療機関をご参照ください

<http://www.aichi8020.net/tooth/holiday.html>

その他のご質問については下記ご連絡先へお気軽にご連絡ください

いえやす歯科

TEL : 052-938-3571 FAX : 052-938-3572

メール : info@ieyasushika.com

訪問歯科診療の一部負担金について (介護保険 2割の方)

1日あたりの訪問歯科診療のご負担額は

医療保険

+

介護保険

1割：2000円前後
2割：3500円前後
3割：5000円前後
(金額は目安です)

2割：1754円～588円

※出張費、謝礼等は一切いただきません。
の2つのご負担金が発生します

① 医療保険の一部負担金について

各種医療保険制度に基づいて行っております。

義歯(総入れ歯)を入れる場合(医療保険 1割負担の場合) 目安としてお考え下さい。

作り始めてから、5～7回ほどで完成いたします。また義歯が完成した日のご請求額は医療保険の負担金が5000円ほど高くなります。義歯を作り始めてから使えるようになるまでの医療保険の負担金の合計は、20000円前後となります。その他に介護保険料のご負担金があります。 ※医療保険の負担金は、診察の状況により多少異なる場合があります。

② 介護保険(居宅療養管理指導)の一部負担金について

介護保険 2割負担の方 (月額目安の合計)

同月内の診療回数	1回	2回	3回	4回以上	内訳
同じ建物で月に1人だけ 算定した場合	1754円	3508円	4230円	4952円	歯科医師によるもの 1回につき1032円(月2回まで) 歯科衛生士によるもの 1回につき722円(月4回まで)
同じ建物で月に2人～9人 算定した場合	1622円	3244円	3894円	4544円	歯科医師によるもの 1回につき972円(月2回まで) 歯科衛生士によるもの 1回につき650円(月4回まで)
同じ建物で月に10人以上 算定した場合	1468円	2936円	3524円	4112円	歯科医師によるもの 1回につき880円(月2回まで) 歯科衛生士によるもの 1回につき588円(月4回まで)

初診時は 歯科医師によるもの のみの算定となりますので上記の金額と異なります。

特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、病院、診療所、介護医療院 等に伺っての診療では介護保険の算定はございません。

- 生活保護受給者は、医療扶助・介護扶助が適用されます。
- 介護保険の認定を受けていない方は介護保険の算定はございません。
- 居宅療養管理指導はケアプランの対象となる区分支給限度額の枠外管理となります。

③ お会計について

ご負担金がある方で直接お会計をしている方につきましては、以下の通りとなります。

◇医療保険一部負担金について：月末締め、翌月以降最初の診察日にまとめてお支払いいただきます。

◇介護保険一部負担金について：上記、医療保険一部負担金と同様です。

なお、診察が中断または終了になる患者様につきましては、前もってわかっている場合は最終診療日分のご負担金をその場で徴収させて頂くか、後日指定口座へお振込みのお願いをしています。（振込手数料は患者様ご負担となります）

④ 訪問歯科診療対象者について

◇疾病、傷病、心身の状態等、何らかの通院困難事由のある方が対象です。介護認定を受けていない方でも対象になります。

歯科医師により訪問歯科診療対象者について判断させていただきます。

⑤ ショートステイ、デイサービス利用時の訪問歯科診療について

◇医療保険制度上、デイサービス（通所サービス）利用時の訪問歯科診療は認められておりません。

ショートステイ（短期入所生活介護と短期入所療養介護）利用時はご相談ください。

⑥ 予約について

◇予約のお時間は事前にご連絡いたします。ご希望の時間に添えない場合があります。

◇交通事情や他の患者様の診療により、診療時間が異なりますので、到着時間に幅を持たせて予約時間のご連絡をさせていただいています。

◇急患対応や曜日変更をご希望の場合、担当の歯科医師が伺えない場合があります。

⑦ 治療について

◇お水やお湯を使用させていただく場合があります。

◇機械の使用に伴い、コンセント（電源）を使用させていただく場合があります。

◇保険者証（医療保険、介護保険、受給者証等）は月に1度確認させていただきます。

保険者証の内容の変更（介護度の変更含む）があった場合は、スタッフへお知らせください。

⑧ 診療情報の共有について

◇患者様の全身状態を把握して安全な診療を行うため、主治医、他の医療機関へ診療情報を確認させていただきます。診療情報の共有に伴い、当医院と情報提供元の医療機関の双方において診療情報連携共有料が算定される場合がございます。

⑨ 個人情報について

◇患者様（ご家族様）の了解を得られた場合、保険者証や服薬情報を写真撮影する場合があります。取得した個人情報は個人情報保護法に基づき、個人情報が適切に取り扱われるように保護・管理に万全を尽くします。

⑩ 緊急時の医療機関について

愛知県歯科医師会の休日の緊急歯科医療機関をご参照ください

<http://www.aichi8020.net/tooth/holiday.html>

その他のご質問については下記ご連絡先へお気軽にご連絡ください

いえやす歯科

TEL：052-938-3571 FAX：052-938-3572

メール：info@ieyasushika.com

訪問歯科診療の一部負担金について (介護保険 3割の方)

1日あたりの訪問歯科診療のご負担額は

医療保険

+

介護保険

1割：2000円前後
2割：3500円前後
3割：5000円前後
(金額は目安です)

3割：2631円～882円

※出張費、謝礼等は一切いただきません。
の2つのご負担金が発生します

① 医療保険の一部負担金について

各種医療保険制度に基づいて行っております。

義歯(総入れ歯)を入れる場合(医療保険 1割負担の場合) 目安としてお考え下さい。

作り始めてから、5～7回ほどで完成いたします。また義歯が完成した日のご請求額は医療保険の負担金が5000円ほど高くなります。義歯を作り始めてから使えるようになるまでの医療保険の負担金の合計は、20000円前後となります。その他に介護保険料のご負担金があります。 ※医療保険の負担金は、診察の状況により多少異なる場合があります。

② 介護保険(居宅療養管理指導)の一部負担金について

介護保険 3割負担の方(月額合計の目安)

同月内の診療回数	1回	2回	3回	4回以上	内訳
同じ建物で月に1人 だけ 算定した場合	2631円	5262円	6345円	7428円	歯科医師によるもの 1回につき1548円(月2回まで)
					歯科衛生士によるもの 1回につき1083円(月4回まで)
同じ建物で月に2人 ～9人算定した場合	2433円	4866円	5841円	6816円	歯科医師によるもの 1回につき1458円(月2回まで)
					歯科衛生士によるもの 1回につき975円(月4回まで)
同じ建物で月に10 人以上算定した場合	2202円	4404円	5286円	6168円	歯科医師によるもの 1回につき1320円(月2回まで)
					歯科衛生士によるもの 1回につき882円(月4回まで)
初診時は 歯科医師によるもの のみの算定となりますので上記の金額と異なります。					
特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、病院、診療所、介護医療院 等に伺っての診療では介護保険の算定はございません。					

- 生活保護受給者は、医療扶助・介護扶助が適用されます。
- 介護保険の認定を受けていない方は介護保険の算定はございません。
- 居宅療養管理指導はケアプランの対象となる区分支給限度額の枠外管理となります。

③ お会計について

ご負担金がある方で直接お会計をしている方につきましては、以下の通りとなります。

◇医療保険一部負担金について：月末締め、翌月以降最初の診察日にまとめてお支払いいただきます。

◇介護保険一部負担金について：上記、医療保険一部負担金と同様です。

なお、診察が中断または終了になる患者様につきましては、前もってわかっている場合は最終診療日分のご負担金をその場で徴収させて頂くか、後日指定口座へお振込みのお願いをしています。

(振込手数料は患者様ご負担となります)

④ 訪問歯科診療対象者について

◇疾病、傷病、心身の状態等、何らかの通院困難事由のある方が対象です。介護認定を受けていない方でも対象になります。

歯科医師により訪問歯科診療対象者について判断させていただきます。

⑤ ショートステイ、デイサービス利用時の訪問歯科診療について

◇医療保険制度上、デイサービス（通所サービス）利用時の訪問歯科診療は認められておりません。

ショートステイ（短期入所生活介護と短期入所療養介護）利用時はご相談ください。

⑥ 予約について

◇予約のお時間は事前にご連絡いたします。ご希望の時間に添えない場合があります。

◇交通事情や他の患者様の診療により、診療時間が異なりますので、到着時間に幅を持たせて予約時間のご連絡をさせていただいています。

◇急患対応や曜日変更をご希望の場合、担当の歯科医師が伺えない場合があります。

⑦ 治療について

◇お水やお湯を使用させていただく場合があります。

◇機械の使用に伴い、コンセント（電源）を使用させていただく場合があります。

◇保険者証（医療保険、介護保険、受給者証等）は月に1度確認させていただきます。

保険者証の内容の変更（介護度の変更含む）があった場合は、スタッフへお知らせください。

⑧ 診療情報の共有について

◇患者様の全身状態を把握して安全な診療を行うため、主治医、他の医療機関へ診療情報を確認させていただきます。診療情報の共有に伴い、当医院と情報提供元の医療機関の双方において診療情報連携共有料が算定される場合がございます。

⑨ 個人情報について

◇患者様（ご家族様）の了解を得られた場合、保険者証や服薬情報を写真撮影する場合があります。

取得した個人情報は個人情報保護法に基づき、個人情報が適切に取り扱われるように保護・管理に万全を尽くします。

⑩ 緊急時の医療機関について

愛知県歯科医師会の休日の緊急歯科医療機関をご参照ください

<http://www.aichi8020.net/tooth/holiday.html>

その他のご質問については下記ご連絡先へお気軽にご連絡ください

いえやす歯科

TEL : 052-938-3571 FAX : 052-938-3572

メール : info@ieyasushika.com